

改正後	改正前
<p>36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の40以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の33.5以下</u>)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の51以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の55以下</u>)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の61.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の76.5以下</u>)</p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の34.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の23以下</u>)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の45.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の45以下</u>)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の56.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の66.5以下</u>)</p>	<p>36 (同左)</p> <p>一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の32.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の28.5以下</u>)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の41.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の46.5以下</u>)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の50以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の65以下</u>)</p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 停職の処分を受けた職員 <u>100分の27.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の19以下</u>)</p> <p>イ 減給の処分を受けた職員 <u>100分の36.5以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の37.5以下</u>)</p> <p>ウ 戒告の処分を受けた職員 <u>100分の45以下</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の55.5以下</u>)</p>

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{2.5}$ 以下

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{4}$ 以下

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{6}$ 以下

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{1.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{15}$ 以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{6.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{26.5}$ 以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{2.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{37}$ 以下)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{9}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{11}$ 以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{21.5}$ 以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{0.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{31.5}$ 以下)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{7}$ 以下

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{7.5}$ 以下

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{9}$ 以下

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{8.5}$ 以下

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{6.5}$ 以下

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{4.5}$ 以下

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{8.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{14}$ 以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{3}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{23.5}$ 以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{8}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{33}$ 以下)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{6.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{9.5}$ 以下)

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{1.5}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{19}$ 以下)

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{6}$ 以下 (特定管理職員にあつては、 $\frac{100}{28}$ 以下)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員 $\frac{100}{3.5}$ 以下

イ 減給の処分を受けた職員 $\frac{100}{2}$ 以下

ウ 戒告の処分を受けた職員 $\frac{100}{1}$ 以下

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の61.5超100分の72.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の76.5超100分の93未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の56.5超100分の67.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の66.5超100分の83未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の66超100分の82未満

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の32.5超100分の37.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の37超100分の47.5未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の30.5超100分の35.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の31.5超100分の42.5未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の39超100分の50未満

38・39 (略)

40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の

37 (同左)

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の50超100分の59未満 (特定管理職員にあっては、100分の65超100分の79未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の45超100分の54未満 (特定管理職員にあっては、100分の55.5超100分の69未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の54.5超100分の68未満

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の28超100分の32.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の33超100分の42.5未満)

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の26超100分の30.5未満 (特定管理職員にあっては、100分の28超100分の37.5未満)

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の31超100分の40未満

38・39 (同左)

40 (同左)

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の

職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

ア イに掲げる職員以外の職員

イ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、

職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

ア (同左)

イ (同左)

41 (同左)

これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

- (1) (2)に掲げる職員以外の職員
- (2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員

二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

- (1) (2)に掲げる職員以外の職員
- (2) 国家行政組織法第8条の2に規定する施設等機関及び同法第9条に規定する地方支分部局並びにこれらに相当する組織に勤務する職員

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額の総額

- (1) (同左)
- (2) (同左)

二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

- (1) (同左)
- (2) (同左)